

近すぎませんか？

Too Close to Bears?



国立公園・国定公園の特別地域では、

ヒグマへの接近 つきまとい 餌やりは 違法行為になりました。

詳細情報は
こちら

自然公園法が改正され、令和4年4月1日から、国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内において、ヒグマなどの野生動物（鳥類又は哺乳類）に餌を与えること、著しく接近すること、つきまとうことが規制対象となりました。中止指示に従わない場合は、30万円以下の罰金が科される場合があります。

